

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

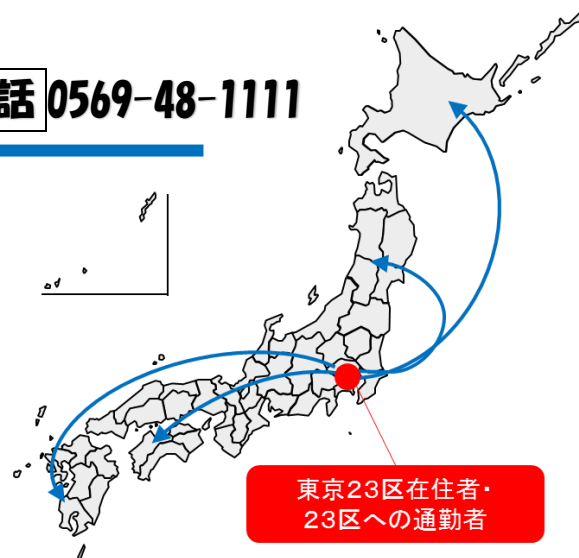
世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

移住支援金を申請される方は 役場政策協働課 にご相談ください。

政策協働課： 窓口 24 番 または 電話 0569-48-1111

※対象者数の把握、円滑な支給事務のため
住民登録時点で申請見込みの方を確認さ
せていただいております。

移住支援金の申請を予定されている方は、
転入後速やかにご連絡ください。



移住支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

- ① 次のいずれかの方
 - ・ 直近 5 年以上東京 23 区の在住者
 - ・ 直近 5 年以上、東京圏※¹(条件不利地域※²を除く)に在住し、かつ、東京 23 区に通勤※³していた方
- ② 移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方又は「あいちスタートアップ創業支援事業」による起業支援金の交付決定を受けた方

※1 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

・ 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

・ 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

・ 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

・ 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※3 通勤

雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

▶ 移住支援金の詳細は HP でご案内しております。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/j-2019-ijyushien.html>

移住支援金に関するお問合せ先は 愛知県労働局就業促進課 (電話 052-954-6366)
又は 阿久比町政策協働課 (電話 0569-48-1111)